

Ⅱ. 廿日市市大野第一区 宮島口／宮島口上／福面／宮島口東 地域 防災会規約

- 第1条 この会は、廿日市市大野第一区宮島口地域防災会・宮島口上地域防災会・宮島口東地域防災会・福面地域防災会(以下本会)と称する。
- 第2条 本会の事務所は、廿日市市大野第一区 宮島口地域防災会・宮島口上地域防災会・宮島口東地域防災会・福面地域防災会・会長宅に置く。
- 第3条 本会は、地域住民の助け合いの精神・相互扶助に基づく自主的な防災活動を行い、地震・台風などの自然災害による被害の防止と軽減を図る。
- 第4条 本会は、目的を達成するために、次の事業を行う。
1) 防災思想の啓蒙・普及・啓発
2) 自然災害による被害を防ぐための活動
3) 災害発生時における安否確認・情報収集・伝達・消火・避難誘導・救出救護・給食給水などの活動
4) 防災活動の訓練
5) 防災資材・機材などの整備・備蓄・管理
6) その他、本会の目的達成に必要な事業
- 第5条 本会は、廿日市市大野第一区 宮島口地域・宮島口上地域・宮島口東地域・福面 地域の住民をもって構成する。
- 第6条 本会に次の役員・係を置く。
1) 会長 (本部長) 1名
2) 副会長(副本部長) 2名
3) 班長 若干名
2. 会長は、副区長をもってあて、その他の役員は会員の互選により選出する。
3. 役員任期は次期総会までの1年とする。ただし、再任することができる。
4. 各組に防災係を置く。任期は複数年とし再任をすることができる。
- 第7条 会長は、本会を代表し会務を主宰する。
自然災害発生時は、災害対策本部長として防災活動の指揮命令を行う。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは会長・本部長の職務を行う。
2名の副会長は、あらかじめ席次を決めておかなければならない。
3. 班長は、防災各班の班長として、班の運営にあたる。
4. 防災係は、組長と連携し組内の防災活動にあたる。
- 第8条 本会に、総会及び役員会を置く。
2. 総会及び役員会は会長が招集し、議長となる。
3. 総会は、全住民をもって構成し、毎年1回開催する。
ただし、組長総会又は組長懇談会において総会を代行できるものとする。
全住民は総会に出席できる。
会長は、必要に応じて臨時総会を開催する。
4. 総会は、次の事項を審議する。
総会の決議は参加者の過半数をもって成立する。同数のときは議長が決する。
1) 規約の改正に関する事
2) 防災計画作成及び改正に関する事
3) 活動計画に関する事
4) その他、必要な事項

5. 役員会は、次の事項を審議し執行する。

- 1) 総会への議案提出
- 2) 総会議決事項の執行・実施
- 3) その他、必要な事項

第9条 本会は、自然災害による被害の防止と軽減を図るため防災計画を作成する。

2. 防災計画は次の事項について定める。

- 1) 地震など発生時における対策本部の組織編成及び任務分担に関すること
- 2) 防災知識の啓蒙・普及・啓発に関すること
- 3) 次の防災訓練に関すること
 - ア. 安否確認
 - イ. 災害発生時における情報の収集・伝達
 - ウ. 出火防止、初期消火
 - エ. 災害時要援護者の安全確保
 - オ. 救出救護
 - カ. 避難誘導
 - キ. 給食給水
 - ク. 防災資材・機材の整備、備蓄、管理
 - ケ. その他、必要な事項

第10条 本会の運営に必要な経費は、廿日市大野第一区会計予算、その他の収入をもってあてる

2. 本会の会計決算は、廿日市市大野第一区組長総会に報告する。

第11条 本会は、大野第一区防災部会に参画し、大野第一区防災活動に必要な事項について協議する。

2. 大野第一区四地域防災会は、災害発生時にお互いに協働し支援する。

第12条 この規約に定めのない事項については、会長が定める。

付則 この規約は、2012年(H24年)6月23・30日から実施する。

2. 2013年1月19日一部改正
3. 2016年4月09日一部改正
4. 2017年4月08日一部改正